

# さくらユウワ情報

令和3年10月号

## おおらか戦略と事業再構築補助金

所長 貫見 昌良

### ◇科学者の思考法

コロナ禍のなか、いろんな意見や考え方が示されます。最近はあまり見かけなくなりましたがコロナ≡インフルエンザ説やワクチン接種危険説などです。学校の先生が算数の答えを教えてくれるように、どうして専門家ははっきりとも言わないのでしょうか。ストレスさえ感じてしまいます。これに対する脳の海馬研究で有名な池谷裕二氏の「科学者の思考法」は明確です。

科学者は、仮説とその反証を繰り返す仕事。仮説を立てては証明できず壊す。そこからまた別の仮説を立てていく。仮説の輪廻転生を繰り返すのが科学者の性分なので、考えをあまり確定しません。科学の専門家は「あまり確信を持たない人たち」なのです。自分の考えはいつか壊れるということに慣れているのです。

インフルエンザのワクチンはもうあるのに、毎年打っていない人も、たくさんいます。ワクチン接種は絶対にやったほうが良いと分かったとしても、不幸に襲われる方もいます。マスコミは悲劇をクローズアップする傾向があります。結局大切なのは「正解はひとつに決まらないよ」という心の準備です。自分はそのなかのひとつに着地するかもしれないけれども、それだけが真理じゃないよという準備です。

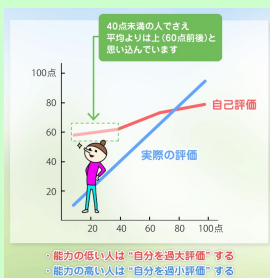
自分の考えを持つことは大切です。一方考えることは、表現は悪いですが偏見を持つことと近い「思考」です。**「考える」＝「偏見を持つ」（自分の考えを持つ）。**

そして「自分の思考のルーツ」を分かっていることが大切です。

多様性には「ダイバーシティ」と「バラエティ」のふたつの意味があります。バラエティの多様性はいろいろなものが雑多に点在している状態です。いろんな考えがあるよねといった感じでしょうか。

ダイバーシティの多様性は、幹があってそこから枝葉が広がっているイメージです。つながっている。つながっているからルーツがたどれます。自分がいま、どうしてこういう考えに至っているのかを探ることができるのです。ルーツが切れると「バラエティ」になってたどれなくなってしまう。だから「記録」しておくことが大事です。点しか見えなくなってしまうと、そこにこだわらなくなってしまう。でもルーツに戻れると、別の枝にもまた行ける。自分の思考の枝を行きつ戻りつすることで、考え方に柔軟性（フレキシビリティ）が出るんです。

### ◇平均以上効果



海外で100万人の高校生に聞いたという大規模な実験データがあります。「あなたの指導力は、まわりの同級生に比べて、平均よりも上かどうか？」

「はい」と「いいえ」の二択なら、科学的な客観性（真実）は50%です。実際の答えは7割ぐらいの人が「はい」と答えました。

車の運転でも同様の傾向です。「あなたの運転、世間の平均よりも上ですか？」と訊くと、7~8割の人が「はい」と答えます。高齢者になればなるほど「はい」の率が高くなります。

さてこの質問ならどうでしょう。「あなたは平均より公平にふるまっていますか？」  
ほぼ100%の人が、「はい、私は、ときには汚いことをするかもしれないけど、

まあ、平均に比べたら、はるかに公平ですよ」と答えています。自分のことを汚い人間だとか、不公平な人間だと思っている人は、まずいないということがわかります。

残念ながら、私たちは謙虚になれないのが普通！ということを知っておく必要があります。だからこそ「自分が謙虚でないことを悟る謙虚さ」が、もっと言ってしまえば、いま求められているのは、「謙虚になる勇気」です。

「また、こうなっちゃってるなあ」って。しょせんは、逃げられない「心の盲点」、みんな引っかかるんです。ここは「おおらか」にいきましょう。自分にも寛容になれるし、他人にも寛容になれる。「まあ、そういう考えをしちゃうことはあるよね」という気持ちでいられる人です。

### ◇事業再構築補助金

9月2日(木)に第2回公募の事業再構築補助金（通常枠・卒業枠・グローバルV字回復枠・緊急事態宣言特別枠）の採択結果が公表されました。全国での応募件数20,800件で採択されたのは9,336件です。さくら優和パートナーズ全体で11件が採択されました。

事業再構築補助金はコロナ禍で売上が減少し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援（補助率2/3）します。投資計画を考えていらっしゃる経営者様。是非担当者にご相談下さい。

## “自分の苦難観”を持つ！

人生には逃げられない二つの「苦」があります。この「苦」から逃げようとするとしんどく苦しくなります。そこで、この「苦」への対処法—すなわち「自分の苦難観」を持つことがとても大事になります。

一つは、人間は誰でも執着心（こだわり、とらわれ、かたより）や、わがままや身勝手なところがあります。これらは自分の心の中に住み着いている「自我」です。人は、この「自我」ゆえに苦しむのです。しかし、人には生まれながらにして「神性」「仏性」があります。この神性・仏性を持った自分が、「純情な自分」であり、真の自分「自己」であります。このように心の中には真の「自己」と造られた「自我」が同居しております。

ここで「自我」の正体を突き止めてみましょう。人は生まれてから、「家庭（父・母）環境」「学校（先生・友だち）環境」「社会（上司・同僚・友人）環境」の中で様々な体験を経て現在の自分があります。これまで家庭における父・母の影響、学校における先生や友だちの影響、社会に出て、経営者や同僚や友達などの影響を受けながら生きていくために無意識のうちに“自分の殻”を造り続けていきます。この造られた殻が苦の原因の「自我」です。

このように「自我」は「家庭環境」「学校環境」「社会環境」の中で、自分が生きていくために造ってきた「殻」ですから、この「殻」を破り捨てれば、ここは真の「自己」の出番です。ここは「自我の殻」（苦）を捨てる法—私の苦難観は、執着している自分、わがまま・身勝手な自分に気づき—こるべきだ、これからは自分自身で生きていくことと「自覚する」ことです。そして、自分が真に「やりたいこと」「やるべきこと」・「自分にとって価値あること」一つたり“やる”ことをハッキリ決めることです。そのハッキリ決めた目標・自分によって「自覚」が高まり、「覚悟」ができます。これで「自我の殻」は消え失せます。そしてどんな苦難と出会っても、これを打ち破れば、「自己」—これが“真の自己”です。即ち、“素直な自己”です。人間は、誰でも素直になれば、見事な力を発揮するのです。素直になれないから「苦」が生じるのです。

二つは、自分が遭遇する「苦難」です。この苦難も避けられません。肉親の死や災害、得意先の倒産（高額債権の貸し倒れ）、他人の保証被りなど、永い人生で様々な苦難に遭遇します。この苦難は避けられません。要はこの苦難から逃げないことです。受け止めることです。自覚することです。覚悟することです。

この苦難観は、この苦難と出会ったら、私は“通り雨だ”と自覚します。永い人生 100 年時代の中で出会わず数年の“通り雨”と自覚するのです。必ず解決する、と決心します。

この苦難（通り雨）と出会った時、その対処法は、次の3つです。  
①徹底的に雨（苦難）から逃げ、②雨が止むまでじっと待つ、か、③雨の来る方向に突き進むかです。私は、③の行動を取ります。何故なら、動く雨に濡れるが、一番先に晴れ間と出会うからです。結論は、この「苦難」に真正面から立ち向かって、解決法を見出して行動することです。

相談役 徳留忠敬

～岩元耕児会長の今月の郷土玩具～

## 見ざる、言わざる、聞かざる（木葉猿）

奈良時代に肥後の木葉の里にたどり着いた都の落人が、夢枕に立ったお告げで、木葉山の土で神社に奉納する器を作り、余った土を投げたところ、猿に化けたという伝説があります。そして奈良の春日大明神を祀るためにこねた壁土が、舞い上がって猿の姿になって飛び去り、その後は悪病も消えてしまったそうです。以来、疫病や災いを防ぐお守りとして、「木葉猿」が作られるようになったということです。

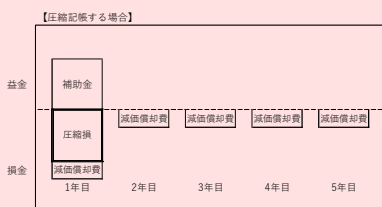
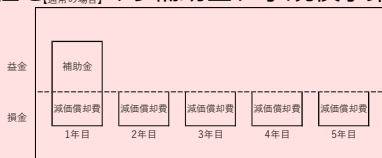
養老年間（717～724年）が発祥と言われているので、たぶん日本最古の郷土玩具だということです。型にはめこんで形を作る普通の土人形と違って、全て手でこねて

作る素朴な土人形です。焼いたままの猿と、白や赤、青で簡単な模様をつけた猿がありますが、写真の「見ざる、言わざる、聞かざる」の三猿は前者の方です。木葉の里は、薩摩藩の参勤交代の道中にも当たっていましたので、江戸時代から土産品として人気があり、国内各地に流通し愛玩されていたようです。



## 「圧縮記帳」について

現在ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT 導入補助金等、中小企業等事業再構築促進事業他たくさんの補助金が公募、採択されております。事業者はこういった補助金を活用し、設備投資を行い生産性の向上や効率化を図り経営力を強化します。企業が国や自治体等からこれら補助金をもらって機械（固定資産）を購入した場合、補助金収入は益金となり課税所得が増えます。同時に損金としては取得した機械の減価償却費が計上されます。補助金はもらえましたが初年度の税金が大きいと補助金の効果は減ります。そこで考えられたのが「圧縮記帳」です。「圧縮記帳」は受取った補助金にも課税しますが、「補助金を受取った事業年度」に「固定資産圧縮損」という勘定科目で損失を計上し補助金に税金がかからないようにする仕組みです。ただ注意しておきたいことは「圧縮記帳」は税金が免除される制度ではなく「課税が繰り延べられる制度」ということです。



上の図で 1 年目は圧縮損の計上で補助金への課税が相殺されますが、2 年目以降は減価償却費が少ない分、課税所得は大きくなります。

### ■メリット

- 補助金、助成金、保険金等の圧縮記帳の対象となる給付があった年度において、課税所得が減額されて一時的な節税効果はあります。

### ■デメリット

- 圧縮記帳対象の固定資産を売却すると、取得価額を減額（圧縮）されているため、売却益が多くなり、課税所得が多くなる場合があります。
- 償却資産税（市町村）について圧縮記帳は認められませんので、本来の取得価額での管理が必要な場合があります。圧縮記帳の適用には条件がありますので、詳細については各監査担当者へお尋ねください。



事業支援 2 部 八木修二



## ☆鋤崎税理士の『知って納得!税務Q&A』☆ 適格請求書発行事業者の登録制度について



税理士 鋤崎 淳子

- 税理士** 消費税に関して、インボイス制度の導入まであと2年をきりました。インボイス(適格請求書)を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。そこで、適格請求書発行事業者の登録制度についてご説明いたします。
- 社長** わが社も登録の必要がありますか？
- 税理士** 登録することができるのは消費税の課税事業者に限られます。ですので、御社は申請すれば登録することができます。登録をしなければ、インボイスの発行ができないため、課税事業者であれば登録の必要があります。仮に、免税事業者であっても登録を受けようとする課税期間において課税事業者となる場合は、申請書を提出することができます。
- 社長** 登録の流れを教えてください。
- 税理士** まず、登録申請書を所轄税務署に提出します。次に税務署で審査があり、最後に登録となります。登録された場合は、税務署から登録番号等の通知があり、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。
- 社長** いつまでに申請を行えば良いですか？
- 税理士** 令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和3年10月1日~令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。
- 社長** 登録申請書の提出方法について教えてください。
- 税理士** 登録申請書は、郵送のほか e-Tax を利用して提出することができます。御社の申請書は弊所で e-Tax で提出します。郵送の場合は、各国税局の「インボイス登録センター」へ送付となります。
- 社長** 申請してどのくらいの期間で登録されるのでしょうか？
- 税理士** 申請書の提出方法により期間が異なります。e-Tax の場合は2週間程度、書面の場合は1ヶ月程度が見込まれています。また、番号の通知も、e-Tax で電子での通知を希望した場合は、メッセージボックスに登録通知書が格納されますが、それ以外の場合は書面にて登録通知書が送付されます。
- 社長** 登録番号というのはどのようなものなのでしょうか？
- 税理士** 法人の場合は「T+法人番号」となり、個人事業者等は「T+13桁の数字」となります。個人事業者の「13桁の数字」とは、マイナンバーは用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。
- 社長** 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、どのような情報が公表されるのでしょうか？
- 税理士** 以下のような情報が公表されます。  
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称  
②法人の場合:本店又は主たる事務所の所在地  
個人の場合:主たる屋号、主たる事務所の所在地等  
③登録番号 ④登録年月日
- 社長** わが社も登録の必要があるとのことなので、準備しなければなりませんね。
- 税理士** そうですね。令和3年10月1日から登録申請書の提出受付が開始されています。早めに提出しておきましょう。



## インボイス制度（適格請求書等保存方式）

★インボイス制度（適格請求書保存方式）とは  
インボイス制度は複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。  
令和5年10月1日から導入され、売手側、買手側双方に適用されます。  
売手は、買手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は原則として取引相手（売手）から交付を受けたインボイスの保存が仕入税額控除の要件とされ、免税事業者等インボイス発行事業者以外の者から仕入れた場合は仕入税額控除ができなくなります。

### ★インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、所定の記載要件を満たした請求書、領収書、レシート等の書類のことをいいます。記載要件は以下の通りです。

- ① 発行者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 取引の相手方（受領者）の氏名又は名称



なお、不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、簡易インボイスを交付することができます。簡易インボイスには、取引の相手方（受領者）の氏名又は名称を記載する必要がありません。また、適用税率または消費税額等のいずれかの記載でよいこととされています。

### ★インボイスを発行するためには登録申請が必要

インボイスを発行するためには登録申請を行う必要があります。  
インボイス制度がスタートする令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出する必要があります。  
登録申請書の提出は今年令和3年10月1日から開始となっています。  
インボイスを発行するのは消費税課税事業者であるため、免税事業者は消費税課税事業者となることを選択した上で登録申請を行うかどうか、検討が必要となります。  
ぜひ弊所の担当者へご相談ください。



鹿児島中央支店 四反田伊穂李

## お客様紹介 焼肉厨房 わきもと

1970年の創業から51年を迎えた人気焼肉店。黒牛・黒豚・黒酢・黒糖・黒麹・黒麴・・・など「霧島の黒」発祥の店。黒酢のタレでの塩焼き、創業以来変わらぬ製法で作られ続ける焼肉の黒タレで食す焼肉はもちろん、しゃぶしゃぶ、ステーキ、石焼き黒豚ひつまぶしなど、メニューが豊富。幻の牛肉と評判の「尾崎牛」や霧島産地野菜のサラダバーも取り揃えています。



焼肉厨房 わきもと  
霧島市牧園町高千穂 3885-73  
TEL 0995-78-2406

## 海外の消費税の国際比較

今回は、消費税の税率の国際比較と海外のインボイス制度の概要について簡単に見ていきます。

### 【付加価値税率（消費税）の国際比較（財務省2021.1）】

消費税率	国名	食料品の軽減税率
5%	台湾	—
	カナダ	0%
7%	シンガポール	7%
	タイ	—
7.7%	スイス	2.5%
	オーストラリア	0%
10%	カンボジア	10%
	インドネシア	—
	ラオス	—
	ベトナム	5%
	日本	8%
	韓国	—

消費税を導入している国で最も標準税率が低いのは、台湾とカナダです。  
カナダは食料品にかかる消費税の軽減税率は0%で標準税率も5%と生活者の負担が非常に軽くなっている印象ですが、州によっては州税が掛かり、最大15%になるケースもあります。  
台湾は脱税防止のためにレシートが宝くじになっており、当選金額は最大1,000万元（3,600万円相当）です。当選番号と一緒にレシート（統一發票）の発行店の情報も公表されます。  
最も高い消費税率がハンガリーの27%です。ただ、ハンガリーは食料品の軽減税率がありますが、デンマークは標準税率も軽減税率も25%ですので、負担感はこちらの方が大きいかもしれません。  
消費税率が高い国はヨーロッパ諸国、特に北欧が目立ちます。教育や医療、高齢者福祉において国からの支援が手厚い国では、またその財源である税の負担も大きいということです。

消費税率	国名	食料品の軽減税率
27%	ハンガリー	18%
	デンマーク	25%
25%	スウェーデン	12%
	クロアチア	5%
	ノルウェー	15%
24%	フィンランド	14%
	ギリシャ	13%
	アイスランド	11%

### 【主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要（財務省2016.1）】

国名	イギリス	ドイツ	フランス
仕入税額控除		インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	
発行資格・義務者	登録事業者 ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	
記載事項	①年月日 ④発行番号（連続番号） ⑦税抜対価	②付加価値税登録番号 ⑤顧客の住所・氏名 ⑧適用税率・税額等	③供給者の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容
免税事業者からの仕入れ	インボイスが無い場合、仕入税額控除できない。非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。（当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり）	インボイスに税額の記載が無い場合、仕入れ税額控除できない。免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。（当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり）	インボイスが無い場合、仕入税額控除できない。非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。（当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり）

イギリス・フランス・ドイツのインボイス制度の概要を見ると、免税事業者は消費税額を記載しては（預かっては）いけない、記載してしまったらその記載税額を免税事業者であっても納付する義務がある、とあります。  
現在の請求書等保存方式では、請求書等の発行者に制限がなく、免税事業者発行の請求書等の場合にも税額控除を認めています。今後は段階的に税額控除が出来なくなります。  
消費税インボイス制度の導入は、売上漏らしや架空経費計上といった脱税防止の目的もありますが、消費税も法人税と同様に国家間の低税率競争の批判の標的にされており、他国と足並みをそろえる必要があり、今後も厳格な取り扱いにならざるを得ません。  
事業者の皆様にとっては、経理事務負担が増えたり、免税事業者との取引についての検討が必要になったり、頭の痛い問題だと思います。しかし、令和元年の増税と軽減税率の導入の際にも不安や心配の声をお聞きしましたが、皆さんしっかりと対応されています。  
インボイス制度の内容を理解し、十分に準備をしておきましょう。



海外ビジネス支援室長 四位晶子